

## 広報各務原掲載基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、広報各務原（以下「広報紙」という。）に掲載する記事の取り扱いについて必要な事項を定める。

### (掲載事項)

第2条 広報紙に掲載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市政に関する情報
- (2) 市民生活に与える影響が大きく、市長が掲載する必要があると判断したもの
- (3) 市が特集等で取り上げる個人・団体に関する記事
- (4) 国・岐阜県・市内の団体等（以下「他団体」という。）からの依頼によるもの
- (5) その他市長が認めたもの

### (掲載方針)

第3条 広報紙に掲載する情報は、市の重要施策・情報、市民生活に与える影響が大きいもの（以下、「重要情報」という。）を中心とし、次に掲げる事項に従って掲載する。

- (1) 重要情報は、大きく紙面を割り、特集化を図るなど、より分かりやすく掲載する
- (2) 重要情報に十分なスペースを確保するため、その他の記事は、次条の優先順位を考慮し、掲載の有無などを判断する

### (優先順位)

第4条 重要情報以外の優先順位は次に掲げる順とする。

- (1) 市の施策、市の主催事業
- (2) 市の共催事業
- (3) 市の外郭団体の事業
- (4) その他、市長が適当であると認めるもの

2 次に掲げる事項は、優先度が低いものとして取り扱う。

- (1) 市の後援事業
- (2) 他団体からの依頼によるもの
- (3) 定期刊行物を発行しており、独自に広報できるもの
- (4) 市外で開催される催し（ただし、共催事業などで市民が対象となる場合は除く。）
- (5) 学生や生徒などの募集
- (6) 常時募集しているもの
- (7) 各種週間、月間、キャンペーンに関する単なる告知、単なる啓発文、または粗品等の街頭配布
- (8) 市役所のロビーなど、不特定多数の者が利用する場所におけるパネル展示の案内
- (9) 次号以降に掲載可能なもの
- (10) 記事の内容の大部分が不確定なもの
- (11) 市民ニーズが低い情報
- (12) 広報課が設定する原稿提出期限に遅れたもの

（掲載しない事項）

第5条 第2条の規定に関わらず、次に掲げる記事は、原則、広報紙に掲載しない。ただし、広告ページは、この限りではない。

- (1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの
- (2) 政治、宗教または営利を主目的とするもの
- (3) 対象を特定地域に限定するもの（施策に関するものは除く。）
- (4) 対象を既存会員等に限定するもの
- (5) 特定の企業、法人などの団体または個人の営利等を目的とするもの
- (6) 年間を通して展示内容を変更しない常設展
- (7) 施設の講座受講生の作品展や学生の作品展
- (8) 定例的に開催されているもので、新規の参加者が見込めないもの
- (9) 事業・催しの結果報告（特集記事は除く。）
- (10) 表彰者の報告（市の功労者表彰及び、市民栄誉賞に関する事項、特集記事は除く。）
- (11) その他、市長が適当でないとするもの

(掲載頻度)

第 6 条 記事の掲載頻度は、次に掲げる事項に従って掲載する。

- (1) 同一内容、常時募集している案件の掲載は、原則年 1 回とする。
- (2) 実施日は異なるが、実施内容が同一である催し、講座、相談等の掲載は、原則年 2 回とする。

(掲載団体の選定)

第 7 条 個人・団体を掲載する場合において、掲載する個人・団体は、記事の内容・目的により、公募または別に定める基準により選定する。

(他団体からの依頼)

第 8 条 他団体から掲載を依頼された記事は、担当部署が一次的に掲載の必要性を判断し、必要と認める場合に限り、担当部署から広報課へ掲載を依頼する。

2 広報課は、第 2 条から第 5 条までの規定に従い、掲載の有無を判断する。

(委任)

第 9 条 この基準に定めるもののほか、掲載基準について必要な事項は、市長が定める。

附則

この基準は決裁日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日号以降の広報紙に掲載するものから適用する。